

各 位

応募説明書に関する回答書

質問							質問の内容	回 答
No.	ページ	大項目	中項目	小項目	—	項 目 名		
1	2	2	1	(4)	ウ	事業範囲	消化槽加温設備等は設計、建設後、市に引渡しとありますが、維持管理、運営も市の業務と考え、事業費用に計上しないと考えますが宜しいでしょうか？ また、この設備を既存用地に設置する場合には、貸付面積に含まなくても宜しいでしょうか？	前段のご質問については、設計・建設費は事業費用に計上し、維持管理費は事業費用に計上しないこととしてください。 後段のご質問については、ご理解のとおりです。
2	2	2	1	(4)	オ	事業範囲	消化ガス発電設備を撤去した場合、貴市財産となる消化槽加温設備は温水供給源がなくなるため、使用できない状況になるかと考えられます。貴市財産である消化槽加温設備の撤去は事業範囲外との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
3	2	2	1	(5)	—	事業範囲	「事業者は基本協定の締結後、平成28年度中にF I T制度による設備認定、電気事業者との接続供給契約等を完了し、買取価格を確定したうえで、消化ガス発電事業契約を締結する」とありますが（P6 表4-1 事業契約締結は平成28年度内）、電気事業者との接続供給契約をしなくても買取価格は確定するので、接続事前検討をすれば、接続供給契約をしなくても事業契約を締結できるようにご配慮をお願いします。（接続供給契約に要する期間は不確定であり、年度内でのすべての締結は難しいと考えます。）	電気事業者との特定契約の締結に時間を要する場合は、別途協議する予定としています。
4	2	2	1	(5)	—	事業期間	本年行われたF I T制度改革により、平成28年3月までの事業契約締結が困難になると想定されます。この場合、事業契約締結は4月以降になりますが問題ありませんか。	質問No.3の回答をご参照ください。
5	2	2	2－1	(7)	—	消化ガスの買取価格	消化ガスの提案額（例：20円/Nm ³ ）の記載がありますが、この金額は提案額の下限を意味しているのでしょうか。	提案額の下限を意味するものではありません。
6	6	4	1	表4-1	—	事業契約締結までのスケジュール	受託候補者の特定及び通知が平成28年9月下旬であり、基本協定の締結及び公表が平成28年9月中とありますが、締結の手続きに、ある程度の期間が必要と考えます。受託後にスケジュールの再検討をご配慮願います。	原則として、スケジュールどおりに進めることとします。
7	9	4	1	(2)	—	関連資料の配布	基本協定書(案)、事業契約書(案)を提示頂けておりません。至急精査したいのですが、いつの配布になりますでしょうか。	平成28年7月22日に配付しました。
8	15	2	6－4	(5)	—	契約保証金	契約保証金に代えて履行保証保険を提出する場合、契約時に必要な履行保証保険の期間は、事業契約締結日から平成32年度末までという理解でよろしいでしょうか。	ここで当初3か年度以上としているのは、今年度中に本事業の契約を締結する予定であるため、最短の保険期間としては、平成30年度末までとなります。
9	別紙1 p. 1	別紙1	2	(1)	—	企画提案書 (本書)	「ステープル等で束ねたのち製本テープ等により袋とじすること」とありますが、ビス止めで束ねたあと製本テープにより袋とじすることでも宜しいでしょうか。	問題ありません。
10	別紙1 p. 1	別紙1	2	(2)	—	企画提案書 (評価用)	「ステープル等で束ねること。」とありますが、ファイル等で束ねることでも宜しいでしょうか。	問題ありません。
11	別紙1 p. 1	別紙1	2	(4)	—	企画提案書の 電子ファイル	「形式：Microsoft Office 2003-2010で閲覧可能なもの」とありますが、企画提案書の添付書類となる図面類、カタログ及び実績証明書等に関してはPDFファイルでの提出で宜しいでしょうか。	問題ありません。
12	別紙1 p. 2	別紙1	3	(1)	ア	留意事項	「応募社名を類推できる表現は用いないこと」とあり、これは本書及び評価用のそれぞれに対する記載要領として記載されています。しかし、様式14-1号では、具体的な企業名を入力する必要があり、様式第16号では施工実績の確認資料で企業名を示す必要があると考えます。したがって、評価用のみ応募社名を類推できる表現は用いないとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおり、評価用のみ応募社名を類推できる表現は用いないこととしてください。